

※本公募は、平成22年度予算原案に基づいて行われるものであるため、成立した予算の内容に応じて事業実施内容等に変更がありうることに御留意ください。

平成22年度子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金公募要領 (案)

(1-(1) 受入モデル地域体制整備事業)

第1 はじめに

農山漁村での宿泊体験活動の実施は、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識を育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として高い効果が見受けられることから、これまでも、一部のNPOや自治体などで取り組まれています。全国の公立小学校でこのような長期宿泊体験活動を展開するため、平成20年度より、総務省、文部科学省、農林水産省の3省が連携して小学校の一学年が農山漁村で長期の宿泊体験活動を実施する「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進しています。

これを受けて、平成21年度に子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業を創設し、その中で小学校の一学年規模の子どもをモデル的に受け入れる地域を公募方式により国が直接採択し、その地域ぐるみでの体制整備や受入計画の作成、実践に係る経費について支援するものです。

支援の対象となる団体、要件及び応募の手続きについては、この要領をご覧の上、必要な提出書類を下記の受付期間内に提出願います。

受付期間：平成22年2月15日（月）から

平成22年3月5日（金）17時まで（必着）

第2 公募対象

子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業で公募する受入モデル地域は、小学校の一つの学年単位での受入が可能な体制や受入計画等が整備されている又は整備が進むと考えられる農山漁村の地域であって、農林漁家の生活を体験できる農山漁村宿泊体験活動を含む長期の宿泊体験活動が提供でき、都道府県における受入体制整備の核となる地域体制づくりや受入計画の作成などにおいて他地域の模範となる地域です。

今回公募を行うものは、子ども農山漁村交流プロジェクトにおける受入モデル地域のうち、

- ① 平成22年度において、新たに学校単位での小学生の受入を実施し、地域の育成支援や体制整備を推進するための体制整備型受入モデル地域の企画案
 - ② 過去に学校単位での小学生の受入を行うとともに、平成22年度も受入を実施し、各県での受入の核となる先導型受入モデル地域の企画案
- についてであり、当該活動の展開が地域ぐるみでの自立的継続的なビジネスモデルとなる取組とします。そのため採択して2年間を本補助事業の対象とします。

第3 応募方法

応募は、受入地域協議会が行ってください。

1 提出書類

(1) 応募申請書（別紙様式1号）

(2) 子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業受入モデル地域事業企画書（以下「企画書」という。）

企画書（様式）を農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kodomo/yosan.html>）からダウンロードし、様式に従って作成して下さい。

企画書には、受入地域協議会が実施する内容等具体的な計画について記入して下さい。

(3) 補助事業費内訳（別紙様式2号）

(4) 申請者の組織や活動内容等を示す資料（添付資料）

① 設立趣意書

② 定款、寄附行為、規約等

③ 申請者の活動内容の概要がわかる資料

④ 直近の収支決算（決算書、貸借対照表、損益計算書、預金残高証明書等）

⑤ 役員、職員名簿及び組織図等

⑥ 以下の資料については、可能な範囲で提出して下さい。

ア (2)の④の担当者におけるこれまでの論文名、調査報告書名等企画案の実施に必要なノウハウ、知見、マネジメント能力の有無の判断に資する資料

イ アの各人の履歴がわかる資料

ウ アの各人のこれまでの実績等について、利害を有する顧客や関係者の満足度や評価がわかる資料

2 提出書類の提出先

(1) 提出期限：平成22年3月5日（金）17時までに窓口必着

(2) 提出書類の提出先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局都市農村交流課 担当者 飯川、木原

農林水産省（本館5階ドア番号540）

E-mail：teruya_iikawa@nm.maff.go.jp

電話03-3502-0030

(3) 提出に当たっての留意事項

① 提出する企画提案書等は、1団体につき1点とします。

② 提出部数として2部提出

なお、企画提案書に要する一切の費用は応募者の負担とし、出書類等の返却は行わない。

第4 応募資格

本補助金を実施することのできる団体は受入地域協議会（以下の全てに該当すること。）であり、その要件は以下のとおりです。

当該事業の事業実施計画や事業実施手続きについて執行体制が整備されており、適正かつ効率的に行うことができるものとして

- ① 子どもに農林漁家の生活を体験させて受入を行う農林漁家をはじめとして地域の農林漁家及び市町村の他、農林漁業関係団体、NPO法人等によって構成されていること。
- ② 代表者の定めがあること。
- ③ 会計処理、意思決定等の方法について規約類が整備されていること。
等の要件を満たしていること。

第5 補助金の対象となる経費

上記2の取組に直接必要となる経費が補助金の対象になります。
具体的な交付金の対象経費は、別紙1のとおりです。

第6 補助金の対象とならない経費

上記5の経費以外は補助金の対象にはなりません。（本補助金の実施団体の経常的運営に要する経費(当該事業の実施に直接関係しない経費)は対象になりません。）

第7 補助金の額

上記2の取組に対する交付額は、受入体制整備に必要な経費として、1地域当たり、

- ① 体制整備型受入モデル地域は、事業費のうち概ね200万円（平成22年度分）
 - ② 先導型受入モデル地域は、事業費のうち概ね80万円（平成22年度分）
- とし、予算の範囲内で交付します。

ただし、当該取組の重要性や効果性に鑑み、特に必要な経費として農村振興局長が認める場合は、上限を超える場合があります。

第8 審査ヒアリング

提出された企画書を審査するに当たり、必要に応じて申請者から企画書の内容について、ヒアリングすることがあります。

ヒアリングを行う場合は、事前に申請者に連絡いたします。

第9 選定及び事業実施計画の承認

企画書の選定については、選定審査委員会を設置し、以下の（1）～（3）の観点から企画書の審査を行い、優先順位の高いと認められる地域を選定し、予算の範囲内で農林水産省において決定します。申請された企画書が選定された場合は採択通知書を、不採択の場合は不採択通知書を申請者あてにお送りします。

(1) 必須要件

- ① 子どもに農林漁家の生活を体験させて受入を行う農林漁家を始めとする地域の農林漁家、市町村、農林漁業関係団体、NPO法人等などで構成される受入地域協議会が設立されていること。
- ② 窓口機能として、当該協議会に地域コーディネーターや事務局が設置されており、協議会が主体的に運営されている又はされようとしていること。

(2) 選定基準

- ① 子どもの宿泊体験の受入を行う農林漁家を始め、地域の市町村、農林漁業関係団体、NPO法人等によって受入地域協議会が設立され、又は設立が見込まれ、多くの機関・人材の参加により地域一体となって子どもの受入が可能であること
- ② 地域として1週間程度の小学校一つの学年規模での長期宿泊体験活動の受入が可能であり、事業期間中に具体の受入活動（当該受入期間分を超える農村活動等の体験プログラムの整備）の実施が見込まれること。
- ③ 農林漁家や農林漁家民宿に1泊以上宿泊し、農林漁家生活を体験することが小学校の一つの学年規模で実施可能であること。（地域内のローテーションによる対応について小学校と調整可）
- ④ 小学校との連絡調整の窓口機関（事務局、地域コーディネーター等）を有し、年間（概ね6ヶ月以上）を通じて、必要数のインストラクター等が確保され、複数の小学校の長期宿泊体験活動の受入が可能であること。
- ⑤ 安全管理に関するマニュアルを作成し、研修を行うとともに、緊急連絡体制の整備や各種賠償責任保険への加入など長期宿泊体験活動を実施する上で十分な安全対策が講じられること。
- ⑥ 受入モデル地域は、本事業の普及推進を目的としているため、指定状況による空白都道府県を考慮して受入モデル地域を追加します。（受入モデル地域の指定状況は、別紙参考資料を御参照下さい）
- ⑦ 都道府県における受入体制整備の核となると見込まれる地域として、各都道府県から推薦がある地域であること。

(3) 優先基準

同一の都道府県において（2）の全ての要件に該当する地域が複数地域ある場合には、

- ① 都道府県における受入モデル地域の指定状況
- ② 平成20年度以降における（2）の②・③に該当する形式での小学校の受入の実績及び採択年度の受入見込み
- ③ 小学生又は中学生を対象とした一つの学年規模（約100人程度）以上での、農林漁家や農林漁家民宿における宿泊受入を行った実績（最近3年以内）の規模・内容
- ④ 採択年度の受入計画の規模・内容
- ⑤ 都道府県の意向

を踏まえ、優先順位が高いと認められる地域を選定します。

なお、企画書の選定後、内容、対象経費の精査等のため、ヒアリングを行います。ヒアリングの日時等については、事前に申請者に連絡いたします。

精査後、地方農政局長（申請者の主たる事務所がある都府県を管轄する地方農政局長（別紙2参照）。以下同様。）に実施要綱第3の1の事業実施計画を提出頂き、その内容が適正である場合は、地方農政局長が事業実施計画を承認することになります。

第10 補助金の支払手続

事業実施計画の承認後、補助金割当通知を送付し、事業に割当される補助金の額をお知らせします。申請者は割当された額を踏まえ、事業実施計画とは別に補助金交付申請書を作成し、地方農政局長に提出して下さい。（詳しくは、補助金の交付に関する事務について定めた農地等整備・保全推進事業費補助金等交付要綱を参照願います。）

補助金交付申請書が提出され、補助金の交付決定が行われた後に、交付金の対象となる事業を開始することができます。交付決定以前に支出した経費や年度終了後に支出した経費については、原則、補助金の対象になりません。

本補助金の支払方法は、各年度毎に事業完了後、実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日のいずれか早い期日までに提出して頂きます。その後、提出された実績報告書と領収書等の写しについて地方農政局において審査し、交付決定額の範囲内で実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金の額の確定通知を送付するとともに補助金を支払うこととなります。

（財務省との協議により、年度内に2～3回出来高に応じ補助金が支払われる「概算払い」が認められる場合があります。）

第11 事業実施に当たっての留意事項

（1）各年度における事業実施の取扱いについて

各年度における事業実施については、それぞれの年度において、実施要綱第3の4の年度別事業実施計画書を提出し、実施内容、補助金対象経費の審査を受けることとなります。補助金の精算も毎年度行います。

（2）補助金の経理について

補助金の交付を行う際には、どのような目的で、いつ、いくら支出されたか等について明らかにされる必要があります。

従って、団体のその他の活動に係る経理と明確に区分された、補助金事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、収入及び支出についての証拠書類又は関係資料を整理し、保管しておく必要があります。

（3）消費税等の取扱いについて

本補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額

に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) であり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して補助金の交付申請を行う必要があります。

減額の対象となる消費税等相当額が、交付申請時に明らかでない場合は、この限りではありませんが、後日、これらの額が明らかになった場合は、これらについて、返還する必要があります。

(4) 事業実施計画を変更する場合の手続きについて

以下に該当する場合については、実施要綱第3の3に基づき、所定の手続きにより、地方農政局長の承認が必要となります。

- ① 事業費が当初の事業実施計画より大幅に増減する場合(30%を超えるとき)
- ② 事業を中止又は廃止する場合
- ③ 連携体制(又は協議会の構成団体)の変更を含め事業実施主体の変更があった場合
- ④ 実施期間の変更があった場合

第12 事業評価の留意事項

事業の評価の報告は、実施要綱第6に基づき、目標年度までの毎年度の5月末日までに、事業の成果等に関する自己評価を行い、所定の手続きに従い地方農政局長に報告する必要があります。評価結果は、農林水産省において、事業の適正運営の検討や指導等のための資料といたします。

第13 その他留意事項

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)等の法令、実施要綱等の通知に従って実施されるものです。これらに違反して事業を実施することはできませんのでご注意ください。

(1) 補助金の返還について

補助金適正化法に違反して補助金を使用した場合は、補助金の交付決定が取り消され、受け取った補助金の全部又は一部について返還を求められますのでご注意ください。

(2) 罰則について

不正な手段により補助金の交付を受けるなどした場合は、懲役、罰金の刑が科せられますのでご注意ください。

別紙1

子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業の対象経費

区 分	経 費
1 賃金	アルバイト賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、食料費（会議で供する茶等とし、懇親会等における飲食費用は含まれない。）、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、耕筆翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当）（本事業の業務を実施するための労働の対価として労働時間に応じて支払う経費（退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合組合負担金、社会保険料、損害保険料
11 調査試験費	調査試験用資材費、調査試験記帳手当

別紙 2

都道府県別管轄地方農政局表

農政局名	都 道 府 県
東北農政局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(別紙)参考

子ども農山漁村交流プロジェクト受入モデル地域指定一覧(平成20年度～平成21年度)

都道府県名	平成20年度	平成21年度	計	受入地域協議会名		タイプ	選定年度
				市町村名			
北海道	2	1	3	長沼町	長沼町グリーン・ツーリズム運営協議会	先導	H20
				大樹町	南十勝長期宿泊体験交流協議会	体制	H20
				豊浦町	豊浦・洞爺湖子ども農山漁村協議会	体制	H21
青森県	3	1	4	南部町	達者村ホームステイ連絡協議会	先導	H20
				弘前市	弘前市グリーン・ツーリズム推進協議会	体制	H20
				鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢白神グリーンツーリズム推進協議会	体制	H20
				黒石市	黒石児童自然体験協議会「まほろば学校」	体制	H21
岩手県	2	3	5	遠野市	遠野ふるさと体験協議会	先導	H20
				田野畑村	体験村・たのはた教育旅行受入協議会	先導	H21
				葛巻町	くずまき高原宿泊体験協議会	体制	H20
				久慈市	ふるさと体験学習協会	体制	H21
				花巻市	はなまきグリーン・ツーリズム推進協議会	体制	H21
宮城県	2	1	3	加美町	加美町グリーン・ツーリズム推進会議	体制	H20
				南三陸町	南三陸町グリーン&ブルー・ツーリズム推進協議会	体制	H20
				東松島市	奥松島体験ネットワーク	体制	H21
秋田県	1	1	2	仙北市	仙北市農山村体験推進協議会	体制	H20
				大潟村	新生の大地大潟村体験推進協議会	体制	H21
山形県	1	2	3	西川町	月山山麓かもしか学園推進協議会	体制	H20
				飯豊町	めざみの里グリーン・ツーリズム推進協議会	体制	H21
				最上町	最上町体験旅行実践協議会	体制	H21
福島県	2	2	4	南会津町	南会津農村生活体験推進協議会	体制	H20
				喜多方市	喜多方市体験活動推進協議会	体制	H20
				福島市	ふくしま農業体験交流推進協議会	体制	H21
				只見町	只見町子ども農家体験協議会	体制	H21
茨城県	1	0	1	常陸太田市	グリーンふるさと振興機構	体制	H20
栃木県	0	0	0				
群馬県	1	2	3	片品村	片品村受入地域協議会	先導	H20
				上野村	上野村長期宿泊体験協議会	体制	H21
				みなかみ町	みなかみ町教育旅行協議会	体制	H21
埼玉県	0	0	0				
千葉県	1	0	1	南房総市	南房総体験活動ネットワーク協議会	体制	H20
東京都	0	0	0				
神奈川県	0	0	0				
山梨県	1	0	1	道志村	道志村子ども農山漁村地域協議会	体制	H20
長野県	4	2	6	飯山市	北信州みゆき野子ども交流推進協議会	先導	H20
				飯田市	南信州セカンドスクール研究会	先導	H20
				大町市	北アルプス山麓地域協議会	先導	H20
				伊那市	伊那市観光協会長谷支部	体制	H20
				長野市	長野市子ども夢学校受入れ協議会	体制	H21
				駒ヶ根市	駒ヶ根市ふるさと子ども交流推進協議会	体制	H21
静岡県	0	1	1	森町	森町ツーリズム研究会	体制	H21
新潟県	3	2	5	上越市	越後田舎体験推進協議会	先導	H20
				阿賀町	奥阿賀地域グリーン・ツーリズム推進協議会	先導	H21
				妙高市	妙高市グリーン・ツーリズム推進協議会	体制	H20
				佐渡市	佐渡地区農山漁村体験推進協議会	体制	H20
				魚沼市	うおぬま体験交流推進協議会	体制	H21
富山県	1	1	2	南砺市	南砺市利賀地域長期宿泊体験協議会	体制	H20
				黒部市	くろべ都市農村交流実行委員会	体制	H21

都道府県名	平成20年度	平成21年度	計			タイプ	選定年度
				市町村名	受入地域協議会名		
石川県	1	1	2	輪島市	奥能登子ども農山漁村交流プロジェクト受入協議会	体制	H20
				七尾市	七尾市子ども農山漁村交流プロジェクト推進協議会	体制	H21
福井県	2	0	2	美浜町	若狭美浜はあとふる体験推進協議会	体制	H20
				若狭町	若狭三方五湖わんぱく隊	体制	H20
岐阜県	2	0	2	郡上市	郡上・田舎の学校	体制	H20
				高山市	ふるさと体験飛騨高山	体制	H20
三重県	1	1	2	鳥羽市	島の旅社推進協議会	体制	H20
				大台町	大台町地域づくり推進協議会	体制	H21
滋賀県	1	2	3	日野町	三方よし！近江日野田舎体験推進協議会	体制	H21
				高島市	社団法人びわ湖高島観光	体制	H21
京都府	0	0	0				
大阪府	0	0	0				
兵庫県	3	0	3	養父市	氷ノ山鉢伏わん泊体験村受入協議会	先導	H20
				豊岡市	豊岡市長期宿泊体験推進協議会	先導	H20
				香美町	香美町自然学校受入協議会事務局	体制	H20
奈良県	1	0	1	十津川村	神納川農山村交流体験協議会	体制	H20
和歌山県	1	2	3	白浜町	大好き日置川の会	体制	H20
				日高川町	ゆめ倶楽部21	体制	H21
				高野町	高野ほんまもん体験推進協議会	体制	H21
鳥取県	0	1	1	鳥取市	五しの里さじ子ども体験協議会	体制	H21
島根県	1	1	2	西ノ島町	隠岐島前子育て島協議会	体制	H20
				邑南町	邑智郡田舎体験交流協議会	体制	H21
岡山県	1	0	1	瀬戸内市	瀬戸内市教育旅行誘致推進会	体制	H20
広島県	1	0	1	北広島町	北広島町子ども農山漁村交流プロジェクト協議会	体制	H20
山口県	1	0	1	長門市	俵山グリーンツーリズム推進協議会	体制	H20
徳島県	1	1	2	牟岐町	南阿波よくばり体験推進協議会	体制	H20
				三好市	そらの郷山里物語協議会	体制	H21
香川県	0	0	0				
愛媛県	1	2	3	内子町	内子わくわく体験協議会	体制	H20
				西条市	西条市グリーン・ツーリズム推進協議会	体制	H21
				今治市	しまなみグリーン・ツーリズム推進協議会	体制	H21
高知県	1	0	1	四万十市	幡多広域観光協議会	先導	H20
福岡県	0	0	0				
佐賀県	0	2	2	伊万里市	伊万里グリーン・ツーリズム推進協議会	体制	H21
				唐津市	唐津・玄海体験型旅行受入推進協議会	体制	H21
長崎県	3	1	4	松浦市	松浦体験型旅行協議会	先導	H20
				小値賀町	小値賀町長期宿泊体験協議会	先導	H20
				壱岐市	壱岐体験型観光受入協議会	体制	H20
				西海市	西海市ふるさと子ども夢学校受入協議会	体制	H21
熊本県	1	1	2	天草市	御所浦アイランドツーリズム推進協議会	体制	H20
				阿蘇市他	阿蘇子ども農山村交流プロジェクト受入センター	体制	H21
大分県	3	1	4	宇佐市	宇佐市ツーリズム推進協議会	先導	H20
				佐伯市	佐伯市観光協会佐伯ツーリズム推進協議会	体制	H20
				九重町	G-WEST(大分県西部地区教育旅行受入協議会)	体制	H20
				豊後高田市	豊後高田市グリーンツーリズム推進協議会	体制	H21
宮崎県	1	1	2	西都市	西都市グリーン・ツーリズム研究会	体制	H20
				諸塚村	諸塚村観光協会	体制	H21
鹿児島県	1	1	2	南九州市	南九州市グリーンツーリズム協議会	体制	H20
				伊佐市	伊佐地域ふるさと夢学校協議会	体制	H21
沖縄県	1	0	1	国頭村	やんばる交流推進連絡協議会	体制	H20